

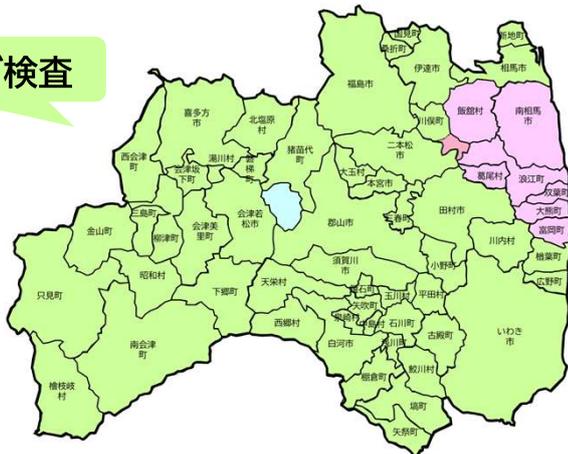
実需者・流通業者の皆さまへ

# モニタリング検査に伴う令和6年産米の 取扱いについてのお願い



令和6年産米のモニタリング検査は、全量全袋検査の対象地域(※1)を除く稲の作付のある市町村を対象に実施します。

モニタリング検査



全量全袋検査

(※1)全量全袋検査対象地域  
南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村及び川俣町(旧山木屋村)

注)檜葉町は令和6年産米からモニタリング(抽出)検査に移行します。

生産者には、旧市町村又は市町村単位(※2)のモニタリング検査の結果が出るまで、**令和6年産米の出荷・販売・無償譲渡の自粛**をお願いしておりますので、実需者・流通業者の皆さまも、**米の生産地の出荷等の自粛が解除になっているかを確認の上、取扱いいただきますようお願いいたします。**

(※2)令和6年産米の緊急時モニタリング検査の検査頻度について  
全量全袋検査からの移行年次にあわせて、以下の検査頻度により検査を実施します。

移行年次	検査頻度	該当市町村(移行年次)
1～3年目	旧市町村単位3点	川内村(3)、広野町(3)、田村市(2)、檜葉町(1)
4年目	旧市町村単位1点	なし
5年目	市町村単位3点	移行年次1～3年目以外の市町村
6年目以降	市町村単位1点	なし

モニタリング検査の結果、基準値超過がなければ、旧市町村又は市町村単位で出荷・販売等の自粛が解除されます。自粛の解除の状況は、福島県水田畑作課のホームページ(以下)で確認できます。

なお、出荷・販売自粛解除前に生産者から米を集荷し、倉庫に保管することは可能ですが、各市町村の検査頻度に応じて、旧市町村又は市町村単位で管理いただきますようお願いいたします。

水田畑作課HP(URL)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/daishinsai-kokurui-monitoring-shinchoku-r6.html>

QRコード

